

茨城県・茨城労働局  
発表  
平成 28 年 3 月 18 日

【照会先】  
茨城県商工労働部労働政策課  
課長 寺嶋 常文  
課長補佐 肥後 琢也  
(電話番号)029-301-3645

茨城労働局職業安定部職業安定課  
課長 森田 伸二  
課長補佐 益子 寿浩  
(電話番号)029-224-6218

**報道関係者 各位**

**茨城県と茨城労働局が雇用対策に関する協定を締結します**

～ 3月24日に雇用対策協定締結式を実施 ～

茨城県(知事 橋本 昌)と茨城労働局(局長 中屋敷勝也)とは、これまでも様々な課題において連携してきましたが、中長期的に茨城県内の労働人口が減少することが見込まれる中にあっても、茨城県の活力を維持し持続的な発展を図っていくため、それぞれの強みを生かして雇用面での連携を一層深化させ、雇用対策や地方創生に関する施策を総合的かつ効果的に実施することを目的とし、「茨城県雇用対策協定」を締結することといたしました。

つきましては、調印式を下記のとおり執り行いますので、ご案内いたします。

記

1 日時	平成 28 年 3 月 24 日 (木) 17:00 ～
2 場所	茨城県庁 知事応接室 (水戸市笠原町 978-6)
3 出席者	茨城県知事、労働政策課長 茨城労働局長、職業安定部長、職業安定課長
4 その他	協定に係る内容等については、別添のとおり

※当日の取材希望については、茨城県商工労働部(担当:寺嶋・肥後、電話番号:029-301-3645)、茨城労働局(担当:森田・益子、電話番号:029-224-6218)あてにご連絡下さい。

# 茨城県雇用対策協定(案)

## (目的)

第1条 この協定は、茨城県と厚生労働省茨城労働局（以下「茨城労働局」という。）が、中長期的に茨城県内の労働力人口が減少することが見込まれる中であっても、茨城県の活力を維持し持続的な発展を図っていくため、それぞれの強みを生かして雇用面での連携を一層深化させ、雇用対策や地方創生に関する施策を総合的かつ効果的に実施することを目的として締結する。

## (事業内容等)

第2条 茨城県及び茨城労働局は、前条の目的を達成するため、双方協議し、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として、別に毎年度策定するものとする。  
2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等を実施するため、茨城県及び茨城労働局は共同で運営協議会を設置するものとする。

## (要請等)

第3条 茨城県知事及び茨城労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。  
2 茨城県知事及び茨城労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

## (秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、茨城県及び茨城労働局が相互に提供する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

## (その他)

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、茨城県及び茨城労働局は協議し定めるものとする。  
2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

## 附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、茨城県知事及び茨城労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 3月24日

茨城県知事

\_\_\_\_\_

厚生労働省茨城労働局長

\_\_\_\_\_

# 茨城県雇用対策協定 ～平成28年度実施事業項目～

(平成28年度事業計画の骨子案)

## 目的

中長期的に茨城県内の労働力人口が減少することが見込まれる中であっても、茨城県の活力を維持し持続的な発展を図っていくため、それぞれの強みを生かして雇用面での連携を一層深化させ、雇用対策や地方創生に関する施策を総合的かつ効果的に実施する。

## 重点事項

### 1 本県における安定した雇用の創出

- ① 若者の雇用の安定と経済的自立の支援
- ② 女性が活躍できる環境づくり
- ③ 高齢者の活躍推進
- ④ 障害者の雇用促進

#### 【主な目標】

- ① 若年者正規雇用者割合、学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数
- ② 女性が働きやすい企業が参加する説明会等における就職件数、くるみん及びプラチナくるみん認定企業数
- ③ 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合
- ④ 障害者の実雇用率(民間企業)

### 2 本県への新しい流れをつくる

- ① 県外からの人材の還流促進 ★東京新卒応援ハローワークでUIJターン面接会
- ② 地元産業への人材の定着促進 ★県内企業と県内外の大学との交流会

#### 【主な目標】

- ① 県外大学等卒業生の県内企業等への就職内定者数
- ② 県内大学卒業生の県内企業等への就職割合

### 3 公共職業訓練の効果的な実施のための更なる連携

- ① 公共職業訓練受講者に対する就職支援に関する連携を強化

#### 【主な目標】

- ① 公共職業訓練(離職者訓練)の訓練修了3か月後の就職率

### 4 働き方改革

- ① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進 ★推進月間を設定して推進

#### 【主な目標】

- 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定められた次の目標
- ① 週労働時間60時間以上の雇用者の割合
  - ② 年次有給休暇取得率

※ これまでも茨城県及び茨城労働局では、様々な課題について連携してきましたが、「★」は、平成28年度新たに取り組むこととしているものを例示的に示しています。今後、協定に基づく具体的な事業計画等については、茨城県と茨城労働局で設置する運営協議会において協議策定することとしています。

## <茨城県と茨城労働局との雇用対策協定調印式>

◇日 時 平成28年3月24日(木) 17:00~17:15

◇場 所 茨城県 知事応接室

◇出席者 ○茨城県

橋本 昌 知事

寺嶋 常文 商工労働部労働政策課長

○茨城労働局

中屋敷 勝也 局長

大森 雅文 職業安定部長

森田 伸二 職業安定部職業安定課長

◇次 第

- ・開式
- ・茨城労働局出席者の紹介  
(中屋敷局長、大森職業安定部長、森田職業安定課長)
- ・協定書署名
- ・写真撮影
- ・懇談
- ・閉式